

学校法人跡見学園 跡見学園女子大学と長野県との相互協力に関する協定書

学校法人跡見学園 跡見学園女子大学を甲とし、長野県を乙として、甲乙両当事者は、長野県における次代を担う人材の育成・確保と地域の活性化を図るため、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、学術研究の発展及び地域振興施策の充実のため相互協力し、活動の交流を図り、もって人材の育成と地域の活性化に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して実施する。

- (1) 学術研究の成果及び人材の提供に関すること。
- (2) 長野県内の企業情報の提供など学生の就職支援に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要と認めること。

2 前項の事業の実施は、別に定める細目によるものとする。

(協定期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了までに甲及び乙いずれからも特段の意思表示がない場合は、本協定は更に1年間、更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(疑義の協議)

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成27年6月22日

甲 東京都文京区大塚一丁目5番2号
学校法人跡見学園 跡見学園女子大学
代表者 学 長 山田 徹雄

乙 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県
代表者 長野県知事 阿部 守一